

耳の聞こえない映像作家の早瀬憲太郎氏が監督を務めた映画「ゆずり葉」の上映会を行います。

耳の聞こえないろう者の苦悩と恋愛を描いた感動作です。

手話言語条例の基本理念「手話に対する理解と手話の普及」を促進するため、より多くの方にご覧いただくと幸いです。

日時・会場

令和2年1月12日(日) 午後2時30分(開場:午後2時)

※上映時間 103分

市民フラザかぞ 3階 多目的ホール

※入場無料、申込不要



★全編字幕が付きますので、手話がわからなくてもご覧いただけます。

★駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用になるか、乗り合わせでのご来場にご協力ください。

ストーリー

ろうあ者の権利を訴える運動の記録映画を撮影していた敬一(ろう者)は、病気で婚約者を失った悲しみから映画の制作を止めてしまった。

時が経過し、ろうあ者の権利を訴える運動が頂点に達するなか、敬一に記録映画の撮影続行を望む声がかかる。

敬一は自身も病魔に侵されるなか、若い2人のろう者との出会いにより再びカメラを手に取り、記録映画を完成させるため立ち上がった。



予告編動画はこちら↑

共催：加須市、加須市聴覚障害者協会

協力：加須市手話通訳問題研究会「虹の会」

問合せ：加須市障がい者福祉課 ☎0480-62-1111(内線610)

「加須市ともに生きる手話言語条例」の概要

■ 条例制定の背景

障害者の権利に関する条約（平成18年）、障害者基本法（平成23年）において、手話は言語であることが明記されており、手話を必要とする人が不自由なく生活できる社会を目指す機運が全国的に高まっています。

本市においても、関係団体である「加須市聴覚障害者協会」及び「加須市手話通訳問題研究会」から意見を伺うとともに、「加須市障がい者施策推進懇話会」においても協議を重ね、条例案の調整を行いました。

手話言語条例の制定状況

全国 285自治体（27道府県、7区、209市、41町、1村）

うち埼玉県内 30自治体（1県、21市、8町） ※令和元年10月11日現在

■ 条例制定の目的

手話は一つの言語であることを改めて認識し、市民や市内事業者などに対し、広く手話への理解と普及の促進を図り、手話を必要とするすべての人が、いつでもどこでも自由に手話を使って意思疎通ができる地域社会を目指すために、条例を制定するものです。

■ 条例の主な内容

●前文

手話は言語であること、ろう者の置かれてきた状況、それらを踏まえての市の目指すべき姿について

●目的

手話に関する施策の推進により、市民がともに生きる地域社会の実現に寄与する

●基本理念

手話に対する理解と手話の普及促進にあたり、手話は言語であるとの認識のもと、ろう者等の意思疎通を図る権利を理解し、市民が相互に尊重しあうことを基本として行う

●市の責務、市民の役割、事業者の役割

市の責務＝手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進する

市民の役割＝市が推進する施策に協力するよう努める

事業者の役割＝ろう者等が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境整備に努める

●推進方針

手話の普及促進や手話通訳者の確保、手話を学ぶ機会の確保など、具体的な施策の推進をするための方針を、関係団体等から意見を聴いて策定する



■ 条例の施行日

平成31年1月1日

加須市障がい者福祉課